

< 第 5 条関係 >

審 査 基 準 表

(「神話のふるさと講演会」実施運營業務委託)

審査項目	審 査 内 容	配点	総合
業務理解	事業の趣旨や目的等を十分に理解し、業務目的が達成される企画となっているか	10	10
企画力	出演者の魅力を十分に引き出せるような企画内容か	20	20
運営体制	準備時期、観覧募集期、催事実施期にわたり、盤石な運営体制となっているか	30	50
	新型コロナウイルス感染症の影響を十分に考慮した内容となっているか。	20	
実績	本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	20	20
合 計		100	100

【審査方法】

- (1) 審査員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、審査員の協議により決定する。
- (5) 参加者が1者だけの場合、審査員の合計点数が最低基準点である60点(満点100点×6割)以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準(5段階)】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案